

令和 8 年第 2 回砂川市議会定例会

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）第 2 号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1 号 令和 8 年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2 号 令和 8 年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 3 号 令和 8 年度砂川市下水道事業会計補正予算

- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 令和 8 年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2 号 令和 8 年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 3 号 令和 8 年度砂川市下水道事業会計補正予算
日程第 2 一般質問

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

高 田 浩 子 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君

議 員 是 枝 貴 裕 君

伊 藤 俊 喜 君

高 田 浩 子 君

中 道 博 武 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君

議 員 石 田 健 太 君

山 下 克 己 君

鈴 木 伸 之 君

水 島 美喜子 君

武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦

砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博

砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	横 田 良 一
総 務 部 長	三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	伊 藤 修 一
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	奥 山 雅 喜
建 設 部 長	野 田 勉
病 院 副 事 業 管 理 者	朝 日 紀 博
兼 事 務 局 長	
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基

4. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

5. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 雅 喜
-------------------	---------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	安 武 浩 美
事 務 局 次 長	越 智 朱 美
事 務 局 係 長	表 祐 馬
事 務 局 係 長	佐 々 木 健 児

開議 午前１０時００分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第１ 議案第１号 令和８年度砂川市一般会計補正予算

議案第２号 令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第３号 令和８年度砂川市下水道事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第１、議案第１号 令和８年度砂川市一般会計補正予算、議案第２号 令和８年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第３号 令和８年度砂川市下水道事業会計補正予算の３件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 水島美喜子君 （登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

６月１５日に委員会を開催し、委員長に私水島、副委員長に鈴木伸之委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第１号から第３号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第１号から第３号までを一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は8名であります。

順次発言を許します。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

今回は、大きく2点でございます。1点目、施設指定管理による運営についてであります。市内の各老人憩の家並びに北・東・南地区各コミュニティセンターの施設運営について、指定管理により地域町内会が関わる運営委員会によって行っており、指定の期間も本年で3年目となります。残り1年となり、再度指定を受けるかの協議の時期を迎えることとなりますが、以下について伺います。

（1）各施設運営の委託に向けた協議への市の考えについて。

（2）近年施設運営の厳しさがあるが、市はどのように受け止めているのかについて。

（3）施設運営の委託が難しくなった場合の考えについてであります。

続きまして、大きな2点目であります。路線バスの滝川奈井江線の廃止についてであります。北海道中央バス株式会社が運行している滝川奈井江線の路線バスが本年9月30日をもって運行が廃止されます。利用している住民が影響を受けますが、市として現在までの取組状況並びに廃止後の対応などの見通しはどのようになっているのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から大きな1、施設指定管理による運営についてのうち、老人憩の家についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）各施設運営の委託に向けた協議への市の考えについてであります。市内に5か所ある老人憩の家の管理運営につきましては、施設が所在する地域の町内会等で構成される運営組織の皆様に担っていただいております。老人クラブの活動や町内会行事などを通じて高齢者をはじめとする地域住民の福祉の向上、さらには地域コミュニティの活性化に大きく寄与していただいているものと認識しております。指定管理者につきましては3年ごとに指定しており、現在の指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっておりますが、次期指定管理に向けましても現在の運営組織に引き続き担っていただきたいと考えており、今後運営状況や課題などについても伺いしながら協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）近年施設運営の厳しさがあるが、市はどのように受け止めているのかについてであります。老人憩の家につきましては管理運営費及び小規模な修繕に係る経費については指定管理者が負担し、建物の主体構造の修繕については市が行うこととしておりま

す。これまでも建物の老朽化に伴い、市の負担において屋根や外壁の改修、トイレの洋式化など、各老人憩の家においても必要な改修を随時実施し、利用に支障がないよう適正な施設管理に努めてきたところであります。しかしながら、運営面においては、利用料金収入や町内会等の負担金を基に施設運営を行っていただいておりますが、近年は人口減少による町内会世帯や働く高齢者の増加等に伴う老人クラブ会員の減少などにより収入が減少する反面、光熱費の上昇により支出は増加傾向にあるという財政面における課題に加え、人口減少や高齢化に伴う役員の担い手不足などから施設管理を担う人員の確保などの課題について、これまでの指定管理者との打合せの中でもお聞きしているところであります。市といたしましても、そのような老人憩の家の運営における財政面や人員面の課題は認識しているところでありますので、指定管理者と運営状況の共有を図りながら、安定した施設運営を継続していただけるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、（３）施設運営の委託が難しくなった場合の考えについてであります。老人憩の家は老人福祉の増進を目的とした施設であります。現状におきましては老人クラブの活動のほか、町内会活動での使用など地域コミュニティとしての役割が大きい施設となっております。そのような利用状況を踏まえ、市といたしましては管理運営に当たっては地域で利用される団体等によって行われることが利用される方々にとっても最も合理的な手法と考えておりますので、指定管理の継続に当たっては各指定管理者が抱える課題や地域の実情について意見交換を行い、老人憩の家が持つ地域コミュニティの拠点としての役割を十分考慮し、引き続き協議を重ねながら指定管理による適正な施設運営が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 （登壇） 私からは、大きな１の施設指定管理による運営についてのうち、各コミュニティセンターの指定管理による運営についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）各施設運営の委託に向けた協議への市の考えについてであります。市内に３か所あるコミュニティセンターの管理運営につきましては施設が所在する地域の町内会で構成される運営組織の皆様に担っていただいております。地域の活動拠点としての活用を通じて地域住民の福祉の向上、さらには地域コミュニティの活性化に大きく寄与していただいているものと認識しております。指定管理者につきましては３年ごとに指定しております。現在の指定管理期間は令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとなっております。次期指定管理に向けましても現在の運営組織に引き続き担っていただきたいと考えており、今後運営状況や課題などについても伺いしながら協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、（２）近年施設運営の厳しさがあるが、市はどのように受け止めているかについてであります。コミュニティセンターにつきましては、これまで指定管理者との協議の中で、施設や設備の改善に関する意見や要望のほか、運営に関して燃料費や電気料の上昇、

利用料収入の減少などから運営収支が大変厳しい状況であることから、繰越金が減少し、管理人を確保するための報酬などの待遇改善を図ることが困難であり、高齢化、人手不足などの要因も重なり、担い手の確保に苦慮していることなど、指定管理を継続するに当たり不安を感じるなどをお聞きしているところでありますが、今後も運営収支や利用状況等の情報提供をいただきながら、安定的な施設運営につながるよう指定管理者との協議などを行ってまいりたいと考えております。

次に、（３）施設運営の委託が難しくなった場合の考えについてであります。コミュニティセンターは地域住民の自主活動や地域コミュニティの拠点として不可欠な施設と認識しており、施設の設置経過や利用状況を踏まえると、市といたしましては管理運営に当たっては地域で利用される団体によって行われることが利用される方々にとっても最も合理的な手法と考えておりますので、各指定管理者が抱える課題や地域の実情について意見交換を行い、コミュニティセンターが持つ地域コミュニティの拠点としての役割を十分に考慮し、引き続き協議を重ねながら、指定管理による施設運営が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな２、路線バスの滝川奈井江線の廃止についてご答弁申し上げます。滝川奈井江線については、北海道中央バス株式会社から乗務員の確保が困難であり、資金的支援を強化しても運行を維持することができないと意向が示され、運行の継続は極めて困難な状況であったことから、その代替として美自校観光バスが運行している浦臼町から奈井江町を経由し、砂川市を結ぶ浦臼砂川線の活用についての検討会議が令和８年１月以降継続的に開催され、本市、浦臼町、奈井江町の沿線市町、北海道空知総合振興局、北海道運輸局札幌運輸支局、運行事業者により運行便数、運行ダイヤ、停留所、運行経費の負担割合について協議を行っており、市民の利便性を考慮しながら令和８年１０月からの運行開始に向けて準備を進めている状況であります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、大きな１点目の施設指定管理の運営についてということで今ほどご答弁をいただきましたので、２回目の質問をしてまいりたいと思います。

そもそも施設指定管理という運営でございますから、老人憩の家については保健福祉部、そしてコミュニティセンターについては市民部といったことでそれぞれの対応で答弁をいただいたところであります。今の答弁をお聞きしながら、現状も含めてお話をいただきましたから、十分その点については私の承知していることと同じということで理解をさせていただきたいと思いますが、いま一度もう少し深掘りをさせていただきたいと思うんですが、まさにそれぞれの、例えば老人憩の家については５か所ありますから、それぞれの地域によつての運営の仕方、また構成する団体も違いますから一概には言えないんですけれども、私は地先に宮川老人憩の家がございまして、ここなんかは当初は２つの町内会と２つの老人クラブがあつて商店会もあつたということですが、残念ながら現在は、ごめんな

さい、当初は3つの町内会、朝日と宮川団地と宮川町内会があったんですが、現在は2つの町内会、1つの町内会はなくなりましたから、1つの町内会が合併しましたので。ただ、その戸数については、団地ですから、皆さんご存じのようにほとんど住んでいる方はなくて、今は新築の住宅が増えてきていますが、そういった状況になってきていることが1つあるということで、恐らくそれはきちんと押さえてはいると思うんですけども、そんな現状の中でも運営しているということ。

それと、ちょっと重複しながら話しますけれども、コミュニティセンターについても、例えば一例を挙げますと南地区コミュニティセンター、私も地先におりますから、ここは平成17年開館のときですけれども、このときには9町内会をもって準備会を発足をして、そして運営をしてきたということで、そのときの戸数は1,363戸ありました。ただ、残念ながら21年間を経過すると最終的に運営として残って頑張ってもらっているのは6町内会、戸数にすると今年度の調査でいくと514戸ということで、21年を経過すると3町内会が減少し、849戸が減少されたということで、ただこの間には3町内会が同時に退会したわけではなくて、一番大きな団地さんのところは600戸を超える団地さんがありましたけれども、平成20年に退会をされ、次には団地でありましたけれども、23年に退会をされ、そして21年には、もともと三井東圧の関係の町内会がありましたけれども、ここがそもそもなくなって南日の出町内会と統合しているような形になったのかなと思っていますが、こういった状況になっている中で、運営をされている各町内の皆さんも自助努力をしながら、その間市の皆さんともいろいろ協議をしながら、この間一生懸命この施設、老人憩の家並びにコミュニティセンターの運営に関わってきて、真摯な対応をしていただいた事実もあるということは私も実感をしておりますけれども、いま一度こういうような状況になってきているということを私は深く受け止めているものですから、こういったことをまず1つ、こう大きく変わってきている。

そもそも町内会、運営をする団体が減少してきているということと、それと運営している団体自体の力が弱まってきている。先ほど答弁もありました、会員の減少、または役員の成り手不足といったこともあるかもしれませんが、そういったことが現実として起こってきているんだということを考えると、いま一度市としてこの施設管理に当たっての受け止め方をもう少し深掘りで聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 まず、老人憩の家に関しましてご答弁申し上げたいと思います。

老人憩の家につきましては、ご存じのとおり5つの施設がございまして、それぞれ各町内会さんで構成される指定管理運営団体によって運営をされているところでございまして、そのうち北光老人憩の家、石山老人憩の家については1町内会のみで運営をされているところでございます。それぞれ構成する町内会等につきましては、実際問題として町内会の

会員数が減少しているということは私どもも認識をしているところでありまして、それに伴って指定管理に対する負担金の減少、さらには町内会の会費収入が減ることによって指定管理団体に負担金を支出するのがなかなか大変になってきているということ、各団体さんがそのような課題を持っているということは承知をしているところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたけれども、老人憩の家については利用する団体がある程度限定されている中で、そのような利用状況も踏まえまして、管理運営に当たっては利用される団体によって管理運営されたほうが、効率的な管理運営ができると市としては考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 私からコミュニティセンターに関してというところでご答弁申し上げます。

今沢田議員おっしゃられた町内会の人員が減って、それでそれに伴ってコミュニティセンターの運営に関わる組織運営にも支障が来されているという状況につきましては、3年前に指定管理が継続されるときに私実際の担当でございまして、町内会、指定管理者の皆様といろいろお話をさせていただき、その中で事情も様々お聞かせいただいた中でもその点のご指摘がありました。ただ、その中でも、指定管理者それぞれ多少事情が違うところはありますけれども、いろいろ知恵を出していただいて、私どももなかなかできるところは少なかったのですけれども、指定管理の継続ということで今回運営が進んでいたというところなんですけれども、引き続きこのような事情はまた改めて協議の場で、この3年間でまた状況も少し変わっているようなことがあればお聞かせいただきながら、引き続き指定管理の継続ということで協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今お聞きしながら、市としての考え方と私の受け止め方には若干のずれもあるかなと。私は運営する人方をよく知っていますし、私も関わっていた部分がありますから、その点については私は運営する側の考えも十分承知しながら今回質問させていただいておりますので、ただ今後やっぱりいろいろなことを考えていかなければいけないことはあるのかなとは思っております。

運営委員会を開いていると、宮川老人憩の家もかれこれ開館して51年ですから、最も古いのは北光団地町内会、当時は会館運営についても当初は直営で市がやっていて、その後から町内会にやっていただいてということをやってきて、指定管理者の前も町内会が運営したりということをやってきた経緯はあります。そのときにはやはり地域に必要な会館で、今も必要なのですよ、特に必要で、例えば慶弔の関係、特に葬儀の関係だとかというのは、当時砂川市内には式場がありませんでしたから、会館を利用して町内会の皆さんが関わる場所は皆さんがお手伝いしながらやってきたといったことで、会館運営に当たっての運営の資金自体が豊富というか、通常より多く収入があったということで会館の運営

自体もできたと。これは私が言うまでもない。皆さんご存じかと思うのですが、そういったことも含めながら、だんだん減少していますよということをご承知だとは思いますが、そうすると運営委員会なんかを開いていると、今ある資金がなくなってしまうたら、もうお手上げだから受けられないよねといったような話も正直本音で話合いをします。ただ、そこまで行かないように、何とか地域の皆さんの負担金を上げようかとかしながらやってきたというのがありますので、そこは努力をさせていただいてきた経緯はありますが、だんだんその先が見えてくると3年ごとの指定管理の関係が果たして今後どうなのかということを私は心配しておりますので、そういったことを知っておいていただきたいなと思います。

それで、特に老人憩の家については大体分かってきていますし、コミュニティセンターの管理運営の仕方とはちょっと違いますから、コミュニティセンターの関係を通して改めて聞かせていただきたいと思います。コミュニティセンター、特に南地区コミュニティセンターは平成17年開館ですから、そのときは地域の皆様からの要望もあって、市との協議もしながら開設、最終的には保育園との複合施設といったことになってきたということで、そもそも当時の先ほど言った9町内会がみんなこぞって要望したという経緯があったかと思いますが、そういった思いを知っている方が、21年たつとその経緯だとか、例えば状況ということだんだん知ることが、理解することがなくなってきているということがあって、こんなに大変な運営で大丈夫なのという声がどんどん増えてきていると私は受け止めておりますので、それで改めて(3)の施設運営の委託が難しくなった場合の考えということから改めて聞かせていただきたいと思います。そもそも市と指定管理についての協議を行うこと自体の協議が2つあると思うんです。指定管理の更新を前提としての委託を受けるかどうかの協議というのと、もう一つはそもそも更新を前提ということ自体すらそこまでたどってなくて、今後これを我々ができるんだろうかといった運営の組織体としての状況がかなり危ぶまれてきている。

先ほど言ったように、例えば例で挙げました南地区コミュニティセンターは当初9町内会があったのが今6町内会、当初は1,300戸を超えるところがもう500戸の中で運営しますよといったことを考えたときに、どんどん町内会としての役員さん方の努力は一生懸命やっているのだけれども、これ以上どうしてもできないといったような状況が少しずつ見え隠れしてきているというのが現状かなと思っています。そういったことを含めて、指定管理についての更新あるいは協議については早め早めの協議が必要なのかなと。例年だと3年ごとですけれども、たしか秋から年末ぐらいに少しずつ話が来て、最終的にそれぞれの運営組織がそれを受けるかどうかの決定をするとありましたけれども、それよりももっと早めに私は打合せなり協議をしていくべきなのかなと思うんですが、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 指定管理についての協議というところでございます、今沢田議員がおっしゃられたとおり、例年の協議、情報の交換から協議というところが秋にかけてというところで実施した。前回は、そのようなタイミングでの協議になったかと記憶してございます。そのような中で、やはりいろいろな町内会、それから運営組織が抱える問題がいろいろあって、またそれが様々顕著化してきているような状況を踏まえれば、これはまず運営組織の課題、問題、困り事などを情報として私どもが把握して、またそれに対してアイデアを出し合いながら解決というか、対応策を検討するというようなことを考えれば、なるべく早いタイミングでの協議開始が必要だと考えておりまして、私どもも担当となるべく早く、7月、夏場にかけてでもまずお声かけをして進めるべきだろうということは実際話をしていたということでございますので、こちらの協議の開始についてはなるべく早いタイミングで指定管理者の皆様にお声かけをしてスタートしていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 打合せなり協議、正式な協議の前でも双方で話し合いをするということが重要なことなのかなと。私がお話をした件も含めて、今こういう状況であるということをしっかり受け止めてほしいなと思っています。

そこで、老人憩の家もそうですけれども、コミュニティセンターの条例というのがありまして、この中には管理、第4条、市長は、コミュニティセンターの管理及び運営に関する業務を市内に事務所または活動の拠点を持つ団体を指定して、当該団体、以下指定管理者というに行わせるものとする。選定方法、第6条、市長は、前条の申請があったときは業務遂行能力などを勘案し、コミュニティセンターの管理運営を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。2項なんですけれども、市長は、コミュニティセンターの設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認めるときは、前条に規定する申請によることなく指定管理者の候補となる団体を選定することができるということで、これはまさに条例として制定をしているところであります。

こういったことを改めて見させていただいたときに、町内会の運営組織となっているところは地域の関わりを持ってきているということから、恐らく選定方法には項目2の部分をもって運営組織として指定管理の候補となって、団体を選定してもらっているというようなことになるのかなと私は受け止めておりますが、そこでこれを見たときに改めて地域の皆さんが運営をして、みんなで協力し合っているからこそ、その地域のコミュニティも重要だし、成り立つし、そして会館の運営も成り立つと、大変重要だと私は受け止めておりますが、先ほど話したようにだんだんそれができ得なくなっているとなると、この条例に沿っても地域の運営組織体となる団体以外のところもひょっとしたら必要になってくるのかなと思っています。

そういったことを含めて、まずは早いうちに協議をしてもらおうということも重要ですし、

それによってできる、できないも含めて運営を組織する団体も考えていくのかなと思いますので、こういったことをしっかりやっていただきたいと思うんですが、そこでどうしてもその地域のコミュニティセンターなりの運営がやりたくてもできないんだといったときには運営委員会自体が解散しなければいけないと思うんですけれども、そういったときには市としてどのような形で対応というのを、今の段階でいいんですけれども、考えとして持っておられるのか、持っているのであれば聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 現状施設運営を担っていただいている指定管理者の方がどうしても引き受けることが難しいという状況になった場合ということでございますが、現状は様々な課題があったり問題があったりという、それらを抱えられて一生懸命運営をさせていただいているという現状は当然承知していたところですが、この段階でその体制が崩れてというか、そういうことを今時点で検討して、この先その場合であればどうしていいかというところの考えは正直現時点では持っていないというところもございます。まずは、やはり指定管理による運営というのが最もコミュニティセンターの運営に関してはふさわしいことだと考えておりますので、先ほど来申し上げているとおり、指定管理者の方としっかりと丁寧に協議、情報をいただいたりというようなことで、解決に至らなくても、そちらの対応策なども検討しながら指定管理による運営をまず考えていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私も最初から更新がないですよということじゃなくて、なくなるようなおそれがちょっと見え隠れしているものですから、市としての考えをきちんと受け止めていかなければいけないかなと思って今回質問させていただいております。市としての考えは十分分かる。今後は早めの協議も含めてやっていかれるということをお話いただきましたから、しっかりと市内のコミュニティセンターまたは憩の家の関係の指定管理に関わる場所は真摯にやっていただきたいと思うんですが、そこで指定管理を受けるに当たっては指定管理者による協定書というのがあるんですよね。協定書の中に協定の解除というところがありまして、第15条、甲は、甲というのは砂川市です、次の場合に指定管理者の指定を取り消し、この協定を解除する。この場合においては、乙に、乙というのは運営組織体のことです、運営委員会、損害を生じることがあっても甲はその責めを負わない。

(3)に、乙は、運営委員会、管理運営業務の継続が困難と判断したときは、甲に、要は砂川市に対して協議を求めることができるものとし、協議の結果、甲がやむを得ないと判断したときというのは解除となるのかなとは思いますが、まさにこれは3年ごとの更新ですから、更新のときに重要なこの案件になっていくのかなと私は思っております。それだけこの協定書の中の内容というのは重いなと私は思っておりますので、この辺はこの後どうですかと聞くよりも、先ほどからお話があったように早めに協議をしながら、その地

域事情をしっかりと受け止めながら、どのようにしたら皆さんと真摯に話し合いをして一致点を見いだせるかといったことを私はぜひしっかりとやっていただきたいと思いますので、質問ではございませんが、ただその辺の考えの決意ぐらひは聞かせていただければと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 私は、先ほど来ご答弁させていただいておりますが、その辺の運営組織の事情というところは当然しっかりと把握した上で、それに対する対応がどのようなことができるのかというところを一緒に考えながら対応策等について考えていくということはしっかりとやらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ぜひ運営に関わる地域住民の皆様方と真摯にやっていただきたいと思いますと思います。

それでは、続きまして（２）に質問として移らせていただきたいと思います。路線バスの滝川奈井江線の廃止についてということで、このことについては私は昨年１２月にも一般質問をさせていただいております。これは、新聞報道にも載っていましたから。地域の皆さんも、今どのような状況になっているんだろうか、今後はどうなるんだろうかといったことが、正直南の地域の関わる場所の皆さんと道路で会うたびに、どうなのだろうねという話を私は幾つかいただいております。

今現在は代替交通に向けて検討、そして協議もして、まだ協議がきちんと決まったという話はもらっていませんけれども、もう少し中身を掘り下げながら確認させていただきたいと思うんですが、基本的に１つは停留所の設置箇所についてなんですが、浦臼町の町営バスとの関係もあるんですけれども、市としてどのような考えを持っているか、ちょっと確認だけさせてください。基本的に滝川奈井江線の廃止に伴って砂川市内の廃線、要は北海道中央バスが運行していないバス停のところとなると、南７丁目、９丁目、１０丁目、宮川町、南５号線、東圧正門前、北電入り口、南８号線があるかなと思っています。このバス停留所、もう既に既存の停留所として機能しているところでもありますけれども、この辺は引き続き利活用していくということになっていくのかどうか、その辺の考えを聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 代替交通となる現行運行されている浦臼砂川線について、代替として活用していく場合の停留所の扱いというところでございます。こちらは、最終的に運行に関する部分、全体的に決定したという段階ではございませんのでというところはありますけれども、協議の場の中でもこれは滝川奈井江線の代替として残していただくという中では、現行の滝川奈井江線のバス停留所はそのまま引き続き使う、設置するという形ですので、砂川市立病院前バス停から砂川市内の区域、南８号のバス停までは現状のバス

停を置いた形で対応していくという方向で話を進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今お聞きした部分については、利活用していきたいということで分かりました。

それで、若干重なるところがあって、滝川奈井江線でも。というのは、南5丁目と砂川十字街のバス停留所、ここについては歌志内に行くバスと上砂川に行くバスが北海道中央バスは重なる部分があるんですけども、北海道中央バスさんとの関係も含めて、南5丁目と砂川十字街のバス停というのは今までどおり、従前使われているから今回も利用ができるということで受け止めていいのか、もしくはここは北海道中央バスさんと重なるところだから今回ここは残念ながら止まれませんよと、乗降できませんよということになるかどうか。この辺確認になるかもしれませんが、考えを教えてくださいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 現行北海道中央バスが運行する歌志内線と重なる部分のバス停の扱いということでございます。十字街のバス停、それから南5丁目のバス停というところでございますが、当初はやはり中央バスとの競合性から乗車のみ、もしくは降車のみというような扱いにせざるを得ないかというようなところもあったんですけども、こちらは協議の中で乗降可能な普通にご利用いただけるバス停として配置する方向で協議が進められているという状況でございます

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 このことについても協議は進められているということなので、ぜひ前進して決まるようにしていただきたいなと思っておりますが、続いて運行ダイヤの関係ですが、今現在浦臼砂川線のバスダイヤ時刻というのが浦臼えみる発着、砂川駅前発着であるんですけども、ここで砂川市立病院着、7時22分とか9時57分、12時22分、15時57分という4便がそれぞれ市立病院着であります。続いて、砂川駅前発というのが6便、ただしそのうち土日祝日が1便、平日が1便ということでありますが、この辺は皆さんで利用し合う部分はあるんですけども、やはり砂川市民の皆さんが利用しやすいような運行ダイヤというのも私は必要なのではないかなと思うんですが、この辺、私は要望的な部分でありますけれども、考えを聞かせいただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 運行ダイヤにつきましても協議の場で、それぞれのまちの事情がある中、協議事項としては運行事業者さんも交えて協議をしているところでございます。当然ダイヤに関しましては車両繰りだとか乗務員繰りもありますので、大きく変えることはなかなか難しい状況かなと思っております。また、運行に関して現在の浦臼砂川線は奈井江から砂川まで直行でバス停がない形で運行しているというところで、運転時分が各バス停に止まるとすれば余計にかかってくるという中で、これまたJR奈井江駅、それから

J R 砂川駅、ひいては市立病院バス停での中央バスとの乗り継ぎなども含めて、その部分でまたさらに調整が必要ということでございます。こちらをまずは砂川のこれらの接続性なども踏まえてダイヤを検討していただけないかということは協議の場で当然申し上げた中で、ただそれぞれの事情も調整しながら協議を進めているというところでございますので、その点ご理解いただければと思います。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 お聞きする部分では全て協議中ということで、であれば協議でいろいろな形で具体的な取組についてもお話をされているかと思います。例えば運行ダイヤの件だとか、停留所の設置箇所だとか、そのほかに料金体系だとか、場合によったら浦臼町さんにもお世話になる部分が多々ありますし、運行経費に係る負担割合といったことが恐らく協議はされているのではないかと想定しておりますけれども、であればこの取りまとめは今の段階でいつ頃ぐらいまでに取りまとめができるのですよということになるのかどうか、その辺聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 取りまとめの時期というところで、運行に向けたスケジュールという点では、空知総合振興局さんで主導的にスケジュールの調整というか、見通しということで立てていただいているところがございます。運行に関しての部分については、7月から8月にかけてはしっかり決めていく必要があるのではないかなというようなスケジュールが示されておりますので、それに向けてしっかりと協議をしながらまとめていくということになるものと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 7月から8月頃が一つのめどなのかなと私は答弁を聞いて受け止めさせていただきたいと思いますが、皆さんで協議し合うことでありますから、砂川だけでこうしますよということにはならないと思うんです。ただ、できる限り7月ぐらいをめどに進むといいなと私は思っています。というのは、利用される住民の皆さん、周辺の方たちは先ほど言ったように皆さん、どういう形になっているんですか、どのようになるんですか、利用するに当たっての利用の仕方はどうなんですかといったことを既に心配しております。ですから、そういったことが前提で決まらないと次に地域住民の皆さんへの周知というのができないのではないかなと思うんですが、今7月か8月という前提の話をされましたが、それを基に考えて、地域住民へはいつ頃周知をされようとするのか、この予定を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 実際の利用者、それから沿線の市民の方などへの周知というところでございますが、先ほど申し上げたとおり、料金からダイヤから、実際にバスを利用するとした際に関係することがしっかりと決まらなければ、やはり周知は図っていけない

と思っています。しかしながら、沢田議員おっしゃるとおりなるべく早く周知を図っていくということは必要だと思いますので、協議の場でも利用者向けの周知に関してなるべく早くしていきたい。するべきだというような話もさせていただきながら、どこまで例えば情報的に決まってお出しできるかというようなところも精査しながら周知を図っていくというのも一つの手法かなと思いますので、その部分についても協議の場でお話をさせていただいて、できるものはやっていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私は、できる限りは住民の皆さんに知ってもらえる時期というのはこの時期だよということを本当は明示してもらったほうが利用される皆さんにとっては安心できるかなと思っていますので、その辺もしっかり考慮していただきたいなと思っています。であれば、周知の方法なんですけれども、普通に考えると広報すながわと砂川市のホームページ、またはLINEだとかSNSといったものが考えられるんですが、こういったことを駆使しながら周知、要するに情報を提供していくということになるのか、または違う形の情報提供もあり得るのかどうか、この辺の考え方を聞かせいただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 運行に関する情報の周知という点では、第1には路線バスですので、運行事業者さんからも周知を図っていただくというのは1つあるかと思います。それに加えて、市も今おっしゃられたホームページ等の通常市から周知を図っている媒体を活用しながらなるべく広くしっかり伝わるように対応していくということは必要だと、当然やっていきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 周知については、市は主体的に率先して早め早めに、駆使できる情報伝達方式をしっかりと使いながらやっていただいて、その次は事業運行される方たちの周知、要するにPRということなのかなと思っていますので、その辺はしっかりやっていただきたいなと思っています。

これはあくまで正式ではございませんが、どうも何となく風の便りと言ったら失礼ですけども、耳に入ってきたのが運行事業者を通して認可変更手続きが始まった、あるいはもう準備が整ってスタートができそうな状況になってきているような話まで私は耳に入ってきておりますので、それでちょっとその辺も含めながら、場合によったら結構早めな動きもあるのかな。ただ、協議をする会議自体がいつというのが恐らくそれぞれ決められてやっているかと思っていますので、この辺の中でいろいろとあるのかなと思っていますが、そこで今回の代替交通に関わってそれ相応の費用、経費がかかるものだと私は思っていますけれども、であれば負担割合だとかかかる経費等を含めて予算措置というのが必要になってくるかと思っています。今年3月の定例会においても新年度予算としては計上されていなくて、総括質疑があつて、それについてのスケジュールについてはどうなのだというのに

については、スケジュールはしっかりとこのままやってきていますよということはありませんでしたが、9月いっぱいでは滝川奈井江線はなくなります。であれば10月1日から動くと、運行が開始されるということになると、その前に予算措置というものが関わってくるかと思うんですけども、そうすると6月の定例会の後は9月の定例会しかないのかなと思っっているんですが、この辺は予算の措置に対する提案を含めて今の段階でどのような時期と考えられているのか、あれば聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 運行を開始するに当たっての予算措置というところでございますけれども、確かに新たに運行開始する路線、既存で走っていたものを活用させていただいてというところでございますが、協議の中でも運行開始に当たってかかる費用も出てくるのかという部分、それから運行の負担、当然運行収支的には黒字になるような状況ではありませんので、沿線市町で協調しながら運行の支援、また負担をしていくということになってまいります。これに関しましても運行の例えば便数、料金、それから利用の見込みなどを立てながら、それからあとは国、道からの運行に対する補助金、これがどのようになっているかという見通しを立てながら、運行に関する市の負担と大きな部分が出てくるかと思えます。

現状の滝川奈井江線、中央バスに対しては、これは補助年度と申しますけれども、毎年10月から9月までが一つの区切りとして、その間にかかる運行の収支を計算して、その結果各自自治体に支援が求められる金額が定まってきたのが3月議会で補正予算を提案させていただいて対応しているというようなことでしたけれども、今回運行する事業者の規模が北海道中央バスなどと比べれば小規模の事業者ということですので、これらの支援のタイミングもちょっと変わってくるだろうということでもありますので、これは運行開始前、しかるべきタイミングというか、その前にそれらの金額も多分積算された中で議会にご提案をさせていただくことが出てくるのかなと思っっているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 大体のお話を聞いて、最後はちょっと語尾が小さくなってきたので聞き取れなかった部分はありましたけれども、この辺はしっかりとやっていただきたい。ただ、最後に1点、9月定例会がありますけれども、私は総務文教委員会なので、この案件は社会経済委員会が対応されるかと思っますので、そうすると社会経済委員会も9月定例会の前であれば8月の下旬、先ほどお話を聞いていると7月から8月にかけては方向的なものも出せればということがあるので、まずは常任委員会にこういった流れがありましたという報告がないと次の議会への提案ということはないのかなと思っていますので、この辺はそういった段取りを踏まえてしっかりとやっていただけるといいのかなどうか、その確約も含めて最後に答弁いただければと思っます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 こちらは、当然相手というか、浦臼町、それから奈井江町と共同で運行を進めていくという中でございます。おおむねというか、基本的に運行に向けた協議は順調に進んでいますけれども、詳細を詰める中でなかなか、協議がちょっと止まったりというか、進まない事態など、これは今の時点ではあまり想定していないですけれども、そのようなことがあつたりするとなかなか時期の確約というか、当然委員会などに報告して、そして予算などを提出していくというところはやっていきたいですけれども、そのような不測の事態というか、そういうのがあればちょっと分かりませんが、基本的には今議員がおっしゃられたような段取りというか、手順を踏みながらしっかり対応していきたいと思っています。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

辻勲議員。

○辻 勲議員 （登壇） それでは、1点について一般質問させていただきます。

防災対策について、雨の時期を迎えましたが、近年豪雨被害が激甚化しています。新たな防災気象情報の運用が5月29日からスタートしました。気象庁は、大雨や土砂災害など4種類の防災気象情報について5段階の警戒レベルを新設するなど、内容を改善しました。これにより、災害の危険度が直感的に分かり、避難の判断をしやすくしたとのことです。

昨年、中空知広域水道企業団において地震などの災害や漏水事故によって断水が発生した場合、速やかに飲料水を供給できる給水車が配備されました。また、砂川市においては水タンク、ポンプ、発電機を備えたコンテナ型トイレが導入され、この2つがイベントで展示紹介され、大変心強く思っているところです。国は、災害時に活用可能なキッチンカーやトイレカーといった車両を事前に登録する国の災害対応車両登録制度が昨年6月1日から運用開始されています。これは、車両の所有者または災害対応車両調整法人から登録を募り、車両の所在地をデータベースに一元化し、災害時には被災自治体へ素早く派遣できる仕組みを構築したとのことです。このたび栗山町は、災害時にキッチンカー事業者らが町内の避難者向けに炊き出しを行う協定を任意団体、空知キッチンカー倶楽部と締結したと新聞報道されました。また、砂川市地域防災計画では、防災の推進に当たって地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならないとなっています。そこで、以下の点について伺います。

(1) 気象庁の新たな防災気象情報の導入によって、砂川市の指定避難所変更等など現在の砂川市防災ハザードマップの変更はあるのかについて。

(2) 災害時キッチンカー等の事前登録制度について、栗山町の事例も含めて砂川市として可能なのか、見解を伺います。

(3) 防災の現場における女性参画拡大における女性リーダーの登用や高齢者、障がい者の視点を取り入れた防災体制について。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 大きな1、防災対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 新たな防災気象情報の改定により、現在の砂川市防災ハザードマップの変更はあるのかについてであります。気象庁では気象災害の激甚化や予測技術の向上に伴い、これまで警報、注意報のみであった防災気象情報に土砂災害警戒情報や特別警報など様々な情報が追加され続けたことで気象情報と警戒レベルとの関係が複雑で分かりにくいものになっていたことから、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の4種類の災害について防災気象情報に合わせた5段階の警戒レベルを付記して発表することにより、警戒レベルごとの避難行動が直感的に判断できるよう分かりやすく整理したほか、警報と特別警報の間に新たに危険警報を追加する変更が行われ、本年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されております。本市の現在のハザードマップは、北海道が管理する河川の浸水想定区域データの公開や本市における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、令和5年2月に作成したものでありますが、避難情報の種類に関する説明においてレベル1から5までの警戒レベルに応じ市民が取るべき行動と避難の情報を記載しており、新たな防災気象情報の運用に対応できる内容となっていることから、変更する予定はございません。なお、気象庁により運用が開始された新たな防災気象情報は、市民の皆様が災害時に避難行動を判断する重要な情報であることから、現在市ホームページで周知しているところであります。

次に、(2) 災害時のキッチンカー等の事前登録制度について、栗山町の事例も含めて砂川市として対応可能なのかについてであります。令和7年6月1日から開始された災害対応車両登録制度は、令和6年能登半島地震においてキッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両が温かい食事や快適なトイレの提供等を通じた避難生活環境の改善、被災者に対する良好な居住環境の提供等の観点で有効に活用されましたが、一方でその所在情報等を行政側で事前に十分に把握できておらず、その活用には提供可否等を都度確認しなければならなかったことから、創設されたものであります。本市としても、発災直後から温かい食事や快適な居住、衛生環境等を提供することにより円滑な被災者支援が実現でき、災害関連死を防ぐ上でも大変重要であると考えているところであり、これらキッチンカーなどの災害対応車両に該当する車両を所有している関係事業者等に対

し、制度へ登録いただけるよう、ホームページ等により周知及び協力依頼を行うことについて検討してまいります。

また、栗山町が締結した協定に関しては、災害時においてキッチンカーによる炊き出しの実施により避難者等へ温かい食事を提供することで避難生活の質の向上を図ることができる事例であると認識しているところであります。現在本市では災害時における応急対策用生活物資供給に関する協定を複数の企業等と締結しているほか、アルファ米などの食料品や炊き出し用の移動かまどを備蓄するなど体制を整えております。今後は、避難者等へ温かい食事を提供することにより避難所の環境改善の促進が期待できることから、キッチンカー協会等との協定の締結について検討を進めていきたいと考えております。

次に、（３）防災現場における女性参画拡大における女性リーダーの登用や高齢者、障がい者の視点を取り入れた防災体制についてであります。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定時に女性の参画機会が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じております。特に避難所運営では、開設当初から女性の視点に立って必要なスペースを設置することやトイレ、更衣室、入浴施設は男女別に設置するなど安全対策を行い、生活環境の改善に取り組む必要があるとされております。本市がこれまで実施してきた出前講座や防災訓練等においては多数の女性に参加していただいていることから、これら機会を通じて女性の視点を取り入れることの重要性について引き続き理解を深めてまいりたいと考えております。

また、高齢者や障がい者の視点を取り入れた防災体制については、本市では災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に一定の基準に該当する高齢者、障がい者等の特に支援を要する方々について避難行動要支援者名簿を作成、更新しながら現状の把握に努めているところであります。また、災害時には行政の対応だけでは限界があるため、ふだんから地域で支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことが非常に重要となることから、防災訓練や防災教室、出前講座において日頃から避難に配慮が必要な方の確認の必要性を周知しているほか、町内会単位で互いの命や財産を守るため、自主防災組織の結成を推進し、高齢者等の避難誘導體制の啓発に努めているところであります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、２回目の質問となりますけれども、まず（１）でございますけれども、ハザードマップのことについては現在のところは変える予定がないということでした。お話のように保存版で令和５年２月に作成されまして、その前の平成２４年９月から改定されて、すごくカラーで見やすくなったと私も見ておりますけれども、今お話があったということでその点については分かったのですけれども、２回目としましては、そのハザードマップというのはどのぐらいになったら変更するというような、そういう規定というか、規律というか、そういうものがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 まず、ハザードマップの考え方から説明をさせていただこうと思うんですけども、ハザードマップにつきましては、まず平成24年になりますけれども、おおむね100年から150年に1度程度発生する大雨を想定して作られたのが平成24年でございまして、平成24年9月に作成したものが本市のハザードマップの始まりとなっております。それ以降、国土交通省や北海道の資料に基づきまして、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に変更があった場合に更新を行っております。ハザードマップの更新はこれまでに2回行っておりまして、1回目はおおむね100年から150年に1回発生する大雨の想定からおおむね1,000年に1回程度発生する大雨の想定へと変更されたことに伴いまして平成30年3月に改訂版を作成しております。2回目は、北海道が管理する河川の浸水想定区域のデータ公開と土砂災害警戒区域等の指定に伴いまして令和5年2月に改訂版を作成しており、現在市民の皆様にご活用いただいているのはこの令和5年2月改訂版となっているところでございます。このように年次を区切って定期的な更新をしているというのではなく、国土交通省や北海道において浸水想定区域等の見直しが行われた場合に本市のハザードマップも更新をしているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今の答弁でよく分かりました。

それで、(2)ですけれども、キッチンカー、トイレカー関係でこの制度を検討されるということで、大変よかったなと今受け止めているんですけども、私も、事例的なことも今部長からも答弁ありましたけれども、事例等も調べた関係もありますので、ちょっとご紹介もしたいなと思うんですけども、キャンピングカーの事例としては、長野県の諏訪市におきましては宿泊場所の確保が困難であったと、現地で宿泊場所として活用され、他の自治体からの応援職員や配慮の必要な被災地住民のサポートにつながったと、一般社団法人日本RV協会と災害協定を締結したということもありますし、北海道も北海道キッチンカー協会の災害協定もできておりますし、特に災害発生時に全国から届けられる善意の食料のほとんどがおにぎりとかカップ麺、あるいはパンという炭水化物が多いということで、特別な食事を必要とする食物アレルギーや糖尿病などの方はその食料を口にすることができないということもあるのではないかとということで、そこで営業許可を持つキッチンカーであれば対応可能だということもあります。

また、今部長からもお話がありましたけれども、キッチンカーの事前登録制度は能登半島地震の教訓を生かすもので、2014年1月、能登半島地震で派遣された際に災害関連死の防止につながる避難環境の改善に貢献した一方、同じ登録の車両の所在地など情報を国や被災自治体が把握するすべがなくて時間を要していたということで先ほど答弁がありましたけれども、こうした実情を踏まえて昨年6月1日にこの制度が運用開始したということでありました。派遣で生じる燃料費や人件費は、国が最大9割補助するということになっているようです。内閣府によると2030年までに1,000台の登録を目指してい

るそうで、5月29日の時点で480台が登録済みとなっているそうです。このように内閣府では避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針で自治体にキッチンカー事業者と連携して災害時に温かい食事を提供するように求めているということで、このたび私がこの質問をしようと考えたときにちょうど栗山町でもこのような先ほどの記事が載っていたんですけれども、それで2回目の質問としまして、栗山町での協定の中で空知キッチンカー倶楽部は今後空知管内の自治体と災害協定を結んでいく方針としているんですけれども、今の答弁では前向きにというか、検討していくということですが、検討中にこの協会からもし話が来たらというようなことについて答弁をお願いいたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 私どもも栗山町ですとか道が北海道キッチンカー協会さんと協定を結んだということは報道に触れておりまして、原課でも調べていたところでございます。今ほど議員から災害対応車両登録制度ということでご紹介がありましたけれども、キッチンカーとまた別の制度でございますので、それぞれ調べておりますけれども、災害対応車両登録制度というのは、それぞれそういった車両を持っている方が登録していただかないことには利用情報というのは私どもで把握できないということでございます。私どもの調べでは、キッチンカーとして北海道での災害が起きたときに対応可能ですよと言っているのは24台あるんですが、実際に北海道内にそういった車両が登録されているのは何台かとなったときに5台しかないんです。ですので、災害対応車両登録制度というのはまだまだ制度が始まったばかりで対応が追いついていない。そういった状況でこういった対応が考えられるだろうか検討していたときに、栗山町さんがキッチンカー倶楽部さんと協定を結んだという報道に触れましたので、私どもでもいろいろ調べているところでございます。

今ほど議員からもありましたけれども、北海道も北海道キッチンカー協会と協定を結んでおりますけれども、栗山町さんが締結をされた空知キッチンカー倶楽部さんというのは道内で131の事業者の方で構成をされているということでございまして、先ほどの災害対応車両登録制度を活用するよりも、こういった方々のご協力をいただけるのであればより現実的であろうという考えの下、今現在こういった対応をしていただけるのか、経費の部分はどうなのかとか、そういった詳細を調べた上でこの団体さんとの協議を開始していきたいと考えております。栗山町さんでホームページでこの協定の内容に触れられておりまして、空知キッチンカー倶楽部さんで今議員がおっしゃったとおり今後は空知管内にこの動きを広めていきたいんだというコメントが掲載されているのも私も拝見をしております。ぜひ協定が締結できるように、調査をした上で検討を進めていきたいという考えでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ありがとうございます。今答弁を聞いていてなるほどなという部分もあ

ったんですけれども、確かにどこかで災害が起きているときにそっちに行って行けないとか、そういうようなことがあったら大変だなという部分もありまして、原課も同じく調査をしているということで前向きな答弁がありましたので、これはよかったなと思っております。

それでは、（３）なんですけれども、特に女性の視点を置く部分では私も平成２５年の第２回での一般質問、１３年ぐらい前になりますけれども、砂川市の防災会議について災害に関わる会議で構成員の３割に女性を登用するということについて、これは国がそういうようなこともあったもんですから、質問させていただいたんですけれども、そのときは全員が関わっている会議は男性ばかりということで、なかなか女性というのは厳しい状況にあるかなというような答弁でありました。４号委員に登用する検討はしているというようなことの話でありましたけれども、令和２年になりますと今度２回目、また質問、同じく防災会議の女性を増やすべきという質問をしました。このときは新型コロナウイルスという状況もありまして、避難所の運営の在り方についてということで質問しておりましたけれども、そのときの答弁では、女性の視点というのは、前々から避難所におけるマニュアルを作成していたり、その中で当然ふれあいセンターの保健師さんにも見てもらったり、そういう方法を取っていると、事務局のサイドでも問題がないかどうかと十分注視しながらマニュアルにも含めていきたいと、このような答弁もありまして、前向きに考えていただいているなということが見受けられました。今後も女性のリーダーの育成をぜひお願いしたいと思っております。また、昨日の市長の主要行政報告でも空知太、それから東晴見町内会ですか、２町内でも３月、４月にも住民と学ぶ防災訓練が行われたと報告もされておりましたので、よかったなと思っております。

最後の質疑になるかなと思うんですけれども、（３）の特に高齢者、障がい者の部分ですけれども、内閣府としても福祉避難所、見守り避難所というんですか、ということの中で高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者、要配慮者ということで、先ほど部長からは要支援名簿ですか、避難行動要支援名簿ということがホームページを見れば出てくるんですけれども、そういうこともありますけれども、そういう要配慮者の受入れ対象として、要配慮者が相談、支援等を受けることができる体制が整備された避難所を指すということで、例えば特別養護老人ホーム等へ入所するには至らないものの利用を想定しているということで、特に能登半島地震のときに福祉避難所として特別養護老人ホームが、事例として石川県の輪島市ではそのような体制も行ったということもあるんですけれども、砂川市として要支援者に対してというか、その避難所というのがあるのかどうか、その辺を中心にちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 まず、要配慮者という言い方をします。要配慮者、避難行動要

支援者が避難していただくための避難所として福祉避難所というものが規定をされておりまして、本市としても準備をしております。指定もしております。福祉避難所でありまけれども、基本的には要配慮の方々あるいは避難行動に支援が必要な方々も含めて、その対応が困難になってくる場合がございます。まず、一旦は指定避難所に皆さんが避難をしていただく、ただ指定避難所の中で対応が難しくなってくる方々が想定されるので、2次的な避難所として開設されるのがこの福祉避難所ということになります。本市におきましては、障がい者用トイレを完備して耐震基準を満たしている施設であるふれあいセンター、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンター、砂川遊水地管理棟、この4か所を福祉避難所に指定をしているというところでございます。

質問の中で要配慮者について触れられておりましたけれども、災害対策基本法において要配慮者と定められておりますのは高齢者、障がい者、あとは乳幼児、その他災害時に特に配慮を必要とする方と定義をされております。ですので、避難行動要支援者名簿に登載されている人数よりも、要配慮者は何人かとなると数字が大きくなる、対象が大きくなるということでございます。実例、手持ち資料がございますので、ご説明をさせていただきますと、令和8年4月末現在、65歳以上人口6,097人いらっしゃいます。同じくゼロ歳児から乳児が55人、1歳から6歳までの幼児が443人、令和7年度末現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が1,390人、合計いたしますと7,985人ということで、要配慮者はとなると約8,000人いらっしゃるという状況です。このうち、避難行動要支援者として実際に避難するときに支援が必要だということで本市が作成している名簿に登載されている方は、令和7年度末現在で549人ということになっております。ですので、まずはこの549の方が1次避難所に行った後に2次避難所に移送する、福祉避難所を開設することが想定されるのはとなると549人ということでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして、高齢者のいる世帯へのエアコン設置助成についてであります。近年温暖化が進み、全国各地、そして北海道でも気温が上昇しています。2025年では熱中症で救急搬送された方が全国で10万人を超え、搬送者の6割は高齢者であり、発生場所は住居が最も多くなっています。ここ北海道では、エアコン設置の家庭がまだまだ少ない現状があります。そこで、以下について伺います。

- （1）といたしまして、市内の高齢者のいる世帯数についてであります。
- （2）といたしまして、私営住宅の65歳以上の方の入居状況についてであります。
- （3）といたしまして、市営住宅のエアコン設置状況についてであります。
- （4）といたしまして、高齢者のいる世帯へのエアコン設置助成に対する市の考えにつ

いてであります。

そして、大きな2つ目といたしまして、砂川市地域公共交通への取組についてであります。令和8年3月中旬より、JR北海道の札幌旭川間の特急列車向け往復割引切符、Sきっぷの販売が終了し、自由席も廃止されました。そして、北海道中央バス株式会社が運行している滝川奈井江線の路線バスが9月で廃止されることが決定しています。そこで、以下について伺います。

(1)といたしまして、乗合タクシーのコロナ禍前、コロナ禍中及び新型コロナウイルス5類感染症移行後における利用者数の推移についてであります。

(2)といたしまして、中央バス滝川奈井江線の廃止後の代替交通についてであります。

(3)といたしまして、砂川市のこれまでの地域公共交通への取組と今後の考えについてであります。

以上2点、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 (登壇) 私から、大きな1、高齢者のいる世帯へのエアコン設置助成についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)市内の高齢者のいる世帯数についてであります。令和8年3月末現在、全世帯数は8,329世帯となっております。このうち65歳以上の高齢者のいる世帯数は4,416世帯となっており、全世帯数の約53%となっております。4,416世帯のうち、高齢者のみで構成される世帯が3,651世帯、高齢者と高齢者以外の方が同居する世帯が765世帯となっているところであります。

次に、(2)市営住宅の65歳以上の方の入居状況についてであります。令和8年3月末現在、全入居者数は1,464名、880世帯となっております。このうち65歳以上の高齢者は799名、616世帯となっており、全入居者数の約55%となっております。616世帯のうち、高齢者のみで構成される世帯が512世帯、高齢者と高齢者以外の方が同居する世帯が104世帯となっております。

次に、(3)市営住宅のエアコン設置状況についてであります。市営住宅は公営住宅法に基づき低廉な家賃で住宅を供給することとなっているため、市ではルームエアコンの設置は行っておりません。しかしながら、近年の記録的な猛暑による熱中症対策として市営住宅にルームエアコンを設置することは、入居者の自己負担により可能であります。ルームエアコンを設置する場合には、事前に附属物設置承認申請を行い、管理者の承認を得て設置することとなります。なお、ルームエアコン設置状況につきましては、令和8年3月末現在49世帯、全世帯の約6%となっております。49世帯のうち、高齢者のみで構成される世帯が33世帯、高齢者と高齢者以外の方が同居する世帯が6世帯、高齢者以外の世帯が10世帯となっております。

次に、(4)高齢者のいる世帯へのエアコン設置助成に対する市の考えについてであり

ますが、近年北海道の夏は気温が上昇傾向にあり、令和7年に空知管内で気温が30度を超える真夏日は28日記録され、また気温が著しく高くなることにより熱中症が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートは7月に2回発表されております。熱中症は気温が高いなどの環境下で体内に熱が籠もってしまうことで起こりますが、高齢者の方は筋肉量の低下により体内の水分量が少なくなり、暑さに対する感覚機能や体の調節機能が低下するため熱中症の発症リスクが高いことから、予防が重要であり、エアコンの使用は熱中症予防対策の有効な手段の一つであります。一方で、高齢者の方は暑さに対する感覚機能の低下や節電意識が高い傾向にあり、エアコンを設置しても適切な使用をしていないということも言われております。また、設置後の電気料金の増加やメンテナンス費用の負担などから設置をためらっている方も一定程度いるものと考えられており、市内のエアコンの設置状況の把握はしていませんが、北海道における一般家庭の普及率は60%前後と言われており、全国平均では90%以上となっている中でまだまだ低い状況であり、市内におきましても設置されていない家庭も多くあると想定されます。そのような状況を踏まえ、現時点においては高齢者へのエアコン設置助成を実施する考えはございませんが、今後は高齢者見守り事業などを通じ、高齢者の生活実態やエアコン設置に対するニーズの把握に努めてまいります。

また、今後の熱中症予防対策につきましては、広報すながわや市ホームページでの注意喚起をはじめ、市役所庁舎とまちなか交流施設をクーリングシェルターとして暑さをしのぐ場所を広く市民に提供するなどの取組のほか、各種介護保険事業を通じて関係機関と連携しながら熱中症予防の周知啓発など熱中症予防対策に取り組んでまいります。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君（登壇） 私からは大きな2の砂川市の地域公共交通への取組についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）乗合タクシーのコロナ禍前、コロナ禍中及びコロナウイルス感染症5類移行後における利用者数の推移についてであります。コロナ禍前の令和元年度は9,195人であり、コロナ禍中の令和2年度は8,154人、令和3年度は8,645人、令和4年度は1万1,588人、コロナウイルス感染症5類移行後の令和5年度は1万1,339人、直近の令和7年度は1万5,558人であり、コロナ禍中に一時減少したものの、令和3年度以降は徐々に回復し、令和7年度には運行開始以来最多の利用者数となったところであります。

次に、（2）中央バス滝川奈井江線廃止後の代替交通についてであります。滝川奈井江線については中央バスから乗務員の確保が困難であり、資金的支援が強化されたとしても運行を継続することができないとの意向が示され、運行の継続は極めて困難な状況であったことから、その代替として美自校観光バスが運行している浦臼町から奈井江町を経由し、砂川市を結ぶ浦臼砂川線を活用することについて本市、浦臼町、奈井江町の沿線市町、

北海道空知総合振興局、北海道運輸局札幌運輸支局、運行事業者により検討会議を継続的に開催し、運行に関する様々な検討項目について協議を行っており、令和8年10月から運行開始に向けた準備を進めている状況であります。

最後に、（３）砂川市のこれまでの地域公共交通への取組と今後の考えについてであります。これまでの取組としては、市民の交通手段である市内を運行する路線バスの維持、確保のため、運行収支不足額に対する補填を沿線市町と協調して行っており、過去には現在廃止された北海道中央バスが運行する焼山線、上砂川線、滝川美唄線に対して運行経費の支援を実施していたとともに、現在においても歌志内線、滝川奈井江線に対して同様の支援を実施しているところであります。また、昭和63年4月にＪＲ歌志内線の廃止により運行開始した北海道中央バス焼山線が平成31年3月に廃止されたことに伴い、同年4月から代替タクシーを運行し、当該路線を利用する住民の交通手段を確保しているところであります。その他新たな公共交通の導入に向けて市民の利用ニーズを把握するため、平成25年度にコミュニティバス及び予約型乗合タクシーによる実証調査運行、平成26年度には予約型乗合タクシーによる実証調査運行を実施し、その結果を踏まえ、平成27年10月から、交通機関の乗り継ぎを容易にし、公共交通の利便性向上とともにまちなかへのアクセス向上を目的とした予約型乗合タクシーの本格運行を開始しているところであります。市としては、今後も利用者から好評をいただいている予約型乗合タクシーなどについて、関係団体と連携しながら市民の利用ニーズの把握や運転手不足などの課題の解決に努め、市民の日常生活に欠かすことができない公共交通手段を維持、確保してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員の再質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、高齢者のいる世帯へのエアコン設置助成についてであります。（１）市内の高齢者のいる世帯数について答弁がありました。8,329世帯中4,416世帯ということで、53%という答弁がありました。そして、そのほかに単身高齢者のみ、施設入所者等のお話もありました。

そして、（２）についてなのですが（２）について市営住宅の65歳以上の方の入居状況ということで、高齢者ということで65歳以上でくりました。というのは、最近年々高齢者の支援についてですが、70歳以上75歳以上ということで、6

5歳ということになりまして今年金というのはすごく少ない状況にあります。そういったところで65歳以上の方のいる世帯数というところで区切らせていただいたのも、そういう方が一緒に住まわれているという方にも支援が必要なのではないかというところで取り上げさせていただいた次第です。そして、市営住宅につきましては、全体で1,464名、880世帯中、65歳以上は799名、616世帯というところで、55%、先ほど市内全体についても53%ということで50%以上になっております。そして、その中でも市営住宅についても高齢者単身世帯、そして高齢者のいる世帯というところでお話がありました。75歳以上の方も一定数いらっしゃるというようなことも伺っております。

そういったところで、(3)なんですけれども、エアコンの設置状況、市営住宅についてなかなか市内全部を調べるのは大変だということで、市営住宅には、先ほど人数的なこともありましたが、結構年齢の高い方がたくさん住まわれているというところで目安として伺いました。そして、最近は設置するにも手続が要するというようなお話も聞いております。そして、お話の中にもありました附属物設置承認申請を行いというような答弁がありましたけれども、まずエアコンの取付けの申請方法、手順等について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 (登壇) 公営住宅を所管する私からご説明申し上げます。

公営住宅にエアコンを取り付けるための申請方法、手続についてのご質問ですが、申請名になりますけれども、先ほどご答弁申し上げたとおりの附属物設置承認申請になります。この申請書には、通常の共通する名前や住所の記載のほかに、構造、設置面積、設置図面の添付が必要になります。ただ、これにつきましては、説明書の写し、そのほかに設置予定を記載した写真などの添付によって省略が可能となります。詳細につきましては、相談または申請した時点で不明な点はお伺いして相談に乗るというような形で申請を承っているところでございます。この申請窓口につきましては、建築住宅課の窓口になります。設置につきましては、最初のご答弁で申し上げましたとおり承認後の取付けになりますので、承認ができました後に設置していただくというような手続になります。

以上です。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 設置の申請についてお話をいただきました。最初の答弁にもありましたように、市営住宅ということになりますと通常ですと穴を開けるということが必要ですよね。そして、穴を開けるのに大体4,000円ぐらいからかかるということです。そして、標準取付工事は1万5,000円から2万5,000円、それ以上、化粧カバーも室内だったら1万円から室外だったら6,000円ぐらいから、特殊な部屋の工事ですと8,000円から2万円、その中でも穴を開けるということに対しては、先ほどの一番最初の答弁にもありましたように、市営住宅になりますと穴は開けられないのではないかと

いうことになりますと、煙突とかF Fの穴とか換気扇とかを利用することになるんでしょうか、まずそこを伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 やっぱり構造上に問題があるところが多いので、一般的には多くの場合換気扇、換気口、その穴を活用して設置していると伺っております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 やはり穴を開けるということができないということで、そういうことになるようです。私が調べた中では、電気工事が約5,000円から1万5,000円、専用コンセントの増設や100ボルトから200ボルトへの電圧切替えというような工事が必要みたいですが、市営住宅はどのような形になるんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 やはりかなり電力量を使いますので、延長コードの使用を避けていただくために一般的にはコンセントを増設していただくと指導しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということになりますと、増設したということになると退去時は原状復帰というような話も聞いております。それについてはどのような形になるんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 公営住宅ですので、原状回復の義務が発生します。なので、これはまず自己負担で撤去してもらうことになりますが、撤去していただくのは室内外機のルームエアコンを撤去していただき、穴を塞いでいただく。コンセントにつきましては、また次に使う場合もあり、別に工事が必要となりますので、それにつきましてはそのまま撤去しないで置いておいていただいて結構だということでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 取りはずしにも8,000円から1万円、場所にもよるんですけれども、かかるようで、コンセントについてはそのままでもいい。そして、穴を塞ぐ、取付けについても非常にたくさんのお金がかかるようです。基本的には1万5,000円から3万円のようなんですけれども、場所によっては2階のベランダなしで1階に室外機を置くとか、そういったことでありますと1.5万から3万2,000円、内容によっては13万円を超えるというようなこともあるようです。そういった形で退去時にもお金が必要ということが分かります。つけるのにもお金が必要、エアコン自体の本体料金、設置料金も含まれている場合もありますけれども、そういった形で設置にもお金がかかるということで、市営住宅についてはつけている方が多少いらっしゃるようです。そういった周知についてなんですけれども、どのような形で行っているんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 野田 勉君 周知の方法でございますけれども、入居時に配付する入居のしおり、それから市のホームページに掲載しております。それと、申請時に必要なお知らせを配付しております。そのときにルームエアコン設置時の注意事項も併せて口頭で説明しているところでございます。特に電源については、ルームエアコンの消費電力が大きいため、専用のコンセントの設置が必要だということも併せて伝えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 やはりエアコンについては設置したいというような声もあるかと思いますが、今後も周知についても分かりやすいように、特に高齢の方ですと今までなかったものをつけるということに対していろいろ調べるのも大変な部分もありますので、今後も分かりやすいように取り組んでいっていただきたいと思います。

そして、（４）についてですけれども、高齢者のいる世帯へのエアコン設置助成に対する市の考え方についてはお話がありました。お話はあったのですけれども、本当に急務だと思うのですよね、エアコンがあるかないかということは。先ほどお話の中にもありましたように、中にはエアコンをつけながらストーブをつけて窓を開けるというようなことも聞いたことがあります。そういったところで、高齢の方は特に体温の調節ができなかったり、使い方についても分かりやすい使い方ができるエアコンの設置、そしてエアコンと暖房が一緒になっていたりもしますね、今寒冷地仕様で。そういったところで、１つで済むということも覚えれば大丈夫ということで、大切なのではないかと思うわけなんですけれども、ほかの自治体、市町村の助成の状況について把握しているんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 ほかの市町村の助成の状況ということでございますけれども、私どもは特に調査を行っておりませんので、正確には把握をしておりますけれども、高齢者のみで構成される世帯を対象として助成を実施している自治体数で申し上げさせていただきますと、私どもが調べた限りにおいては北海道内で８市町村が制度を設けていると確認をしているところでございます。助成の内容といたしましては、補助金額につきましては設置費の２分の１で上限を５万円としているところが多くあるところでございまして、補助金額の高いところでは上限を８万円としているところもあるところでございます。また、対象要件といたしましては、高齢者世帯として６５歳以上で構成される世帯としているほかに、７０歳以上の世帯としているところもございまして、そのほかといたしましては低所得者世帯を限定として助成をしているということも見受けられるところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 他の自治体の状況についてお話をいただきました。私が確認しているところは、近くで言いますと芦別市は今年度からと聞いておりますけれども、高齢者等

エアコン購入費等助成事業、エアコン購入、設置に係る費用の50%、最大5万円の補助というところで、1世帯につき1回限りとか、やはり要件を設けてやられているところがあるようです。そして、要件を求めるところでは、先ほどからも伝えておりますように低所得者に限定して助成するということがまず大事なのではないかと思うわけなんです、その点について考えを伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 低所得者に限定をしてはということのご質問でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、北海道のエアコンの普及率が60%前後と言われている中で、砂川市内におきましても一般の世帯を含めてまだまだ設置されていない家庭も多くあると想定されるところでありますけれども、設置しない理由として設置費用や電気料金などの維持管理費の負担が大きいためなのか、またはまだまだ我慢できる暑さの範疇なので設置しないのか、その辺は当然設置するとなると電気料金の増加ですとか、あとはメンテナンス費用がかかってくることになりますので、特に低所得者世帯については大きな負担になってくるということが考えられるところでございますので、そのようなことも含めまして高齢者世帯のエアコンの設置のニーズがどの程度あるのかについて今後高齢者の見守り事業などを通じて実態把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほども言っておられましたけれども、高齢者についてなんですけれども、本当に我慢してしまうというお話を今していましたね。本当に我慢してしまうんですね。特に北海道、私は本州で暮らした経験もあります。そして、その経験からいうと北海道の方は寒さには非常に敏感、でも暑さにちょっと鈍感なのではないかと。そして、本州の人は暑さには非常に敏感、4月からエアコンをつけてしまったりするんですね。北海道の方は、7月でもストーブをつけてしまったりしますよね。逆だなど、実際に住んでみて周りの人を見て感じたことでもあります。そういったところで、我慢してしまうというところがあまりよろしくないと思います。

今回は高齢者世帯へのエアコン設置助成でありますけれども、北海道では寒冷地エアコン導入支援というところで補助をしていたり、あと省エネというところで補助をしていたり、寒冷地エアコンが灯油暖房よりもランニングコストが安くなるケースがあるというようなことで、補助金についても申請の順番で人数制限をしていたり、設置費用の2分の1だったり、これはエアコン設置工事費の10%であったり、そして先ほども言っておりました上限5万円まで、5分の1というところ、そういったところで高齢者に限らず、省エネ性能が高い製品について、例えば登別市は上限5万円、それより省エネ性能が低い場合は4万円というところで段階を追っていたり、そういったところでの市全体としての支援もありますので、本当に北海道は本当に暑くなっていて、その暑さに慣れていないという

ところもあって、要するに我慢してしまう方が非常に多くて本当に心配なところでもありますので、どういったことが砂川に合っているのか、そして支援が必要なのかというところでぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、砂川市の公共交通の取組についてであります。こちらについては、私は昨年度、地域の足がなくなる交通空白解消セミナー、交通崩壊の解決策としての地域公共交通への投資というところで地方議員研究会というところで研修を行ってまいりました。その中で今回私は、過去5年とか、乗合タクシーについてはそういった形の聞き方は以前からもしておりまして、私も何度も乗合タクシーについては質問した経緯があります。研修の中ではコロナ禍の公共交通の維持というところで、公共交通や物流については必要な機能を維持することが求められる。コロナによる行動変容というところで、砂川市の乗合タクシーについては昨年度は過去最高というところで、割と定着していて皆さんが使いやすい状況にあるのかなというところで、そういったところが分かりました。そこで、乗合タクシーについてなんですけれども、これまでいろいろ改善してきたと思うんですけれども、どのように現在まで改善してきたのかについてまず伺います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 予約型乗合タクシーのこれまでの改善というところでございますけれども、平成27年10月から本格運行を開始してというところで、その直後、平成28年10月から予約に関しまして当日の午前8時から10時までにご予約いただければ午前12時以降の行きの便が利用できるように改善したこと、また乗車定員以内の予約であっても30分で目的地まで到着できないと考える場合には増車をして運行するような対応をして、利用者の時間的負担を減らす対応を行ってきてございます。翌年、平成29年4月には砂川市敬老助成事業の敬老ハイヤー券を予約型乗合タクシーにも使用できるようにしたほか、運転免許証自主返納サポート事業においては砂川市乗合タクシー無料利用券を支援品としてお渡しして乗合タクシーの利用促進を図っているというようなこともございます。

また、平成29年10月には、南エリアの利用人数が多かったことから、これに伴いまして運行経路や運行時間が長くなるケースが多かったということで、南エリアの一部を北エリアに変更するような調整を図りまして所要時間の均衡を図るような対応をしております。また、令和2年10月から令和4年3月とちょっと期間は短かったんですけれども、乗降地に関しまして福祉センターをまちなか乗降地として設定したというような対応も図ってきたところでございまして、以上のような改善を進めながら乗合タクシーの利用促進に努めているといったところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 乗合タクシーについて、本当にその都度少しずつ変えてきていることが現在の利用者増につながっているのかなと思いました。乗合タクシーについては以前にも

私は質問したことがありまして、アンケート調査をそのときはしておりませんで、ぜひやっってくださいということでアンケート調査の実施を求めたこともあります。

そして、これはまた研修なんですけれども、目に見える崩壊が始まっている。そして、乗合タクシーについては取りあえず大丈夫なようですが、これからバスの大幅な利用減が回復し切らない。そして、大手のバス業者も内部補助で支えられていて、撤退してしまうというところが本当に全国的にも多くある。そして、全国的にも、先ほどの議員の質問に対する答弁の中にもありましたけれども、運転手を確保するというのが大変だということ、私も長距離バスに乗ったりすることもあるんですけれども、3人しか乗っていませんかったり、子供を迎えに行ったら残り1人だったよという話を聞いたり、本当にバス会社さんもいろいろと大変。特にJRについても今回自治体の負担がというような、北海道内でいろいろなところで問題になっている部分もあります。

公共交通の在り方というところでその都度考えていかななくてはいけない。今回滝川奈井江線、本当に利用している方は困ったなど。そして、高速バスでも滝川行きのバスですと宮川とか、あの辺りから乗っていける状況もあるようです。でも、本当に乗っている方は少ないし、知らない方もいっぱいいらっしゃいますので、今回まずそういったところで各自治体と話を進めているというところは本当に評価に値する事柄だと思います。現行の浦臼砂川線の運行状況について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 現行の浦臼砂川線の運行というところでのご質問でございます。運行に関しましては、浦臼砂川線、美自校観光バスが運行する路線バスとして運行されている。経路といたしましては、浦臼町の旧浦臼駅前にある多世代交流施設えみるから浦臼町内を回りまして、その後奈井江駅、そこから砂川市立病院を經由して砂川駅まで運行されているという運行経路です。先ほどの沢田議員への答弁の中で申し上げましたが、奈井江駅から砂川市立病院前までは直行する形でバス停などは設けられていない。また、砂川市立病院、それから砂川駅、それから奈井江駅は片クローズ式ということで旅客扱いがされていて、浦臼駅については乗車のみ、砂川駅については降車のみという形で平日5往復、土日祝日に関しては4、5往復を運行されているというような運行形態を取っている路線でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 浦臼の運行内容についてお話をいただきました。そして、乗るだけ、降りるだけというのは利用の方からすると非常に分かりづらい。沢田議員のお話にもありましたように、現行の停留所をそのまま使っていただいて乗り降りもそのままというのが本当に望ましいことだと思います。そして、今後も本当に早急にやらなければいけない現状があるのかなと思うわけなんです。沢田議員への答弁にもありましたけれども、たくさんお話がありましたので、中央バス滝川奈井江線の代替交通についてどのような形で運

行となるのか、まとめてお話をしていただけたらと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 中央バスが運行している滝川奈井江線の代替交通ということで、既存の浦臼砂川線を活用してということでお話を進めているというところでございます、運行便数は協議中というところで詳細の決定というのはこの先ということになりますけれども、基本的には現行の運行便数などが維持される形で進むかと思っておりますし、砂川市内での乗降地、バス停に関しましては滝川奈井江線で設置されているバス停などは基本的にそのまま設置されて運用されるという形で進むと考えている状況でございます。

また、先ほど片クローズの乗降地ということを申し上げましたけれども、中央バスが現行運行している歌志内線と重複する区間、市立病院、それから十字街、南5丁目バス停、重複するところにおいても片クローズなどの対応は取らずに乗降可能なバス停として運行していくというような形で想定をしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 先ほどのお話の中で1月から会議を行っているというようなお話がありました。会議については現在までどれくらい行われていて、今後開設までにどれくらい話が必要な見通しがあるのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 運行に関しての協議ということでございますけれども、私の記憶では現時点まで7回ほど開催されていると記憶してございます。この協議に関しましては、運行事業者、沿線の市町、それから空知総合振興局、北海道運輸局札幌運輸支局が基本的なメンバーとなって協議を行っております。ただ、協議の内容によっては運行事業者がこの中に入っていないケースもあったりだとか、会議内容において空知総合振興局、それから私ども沿線市町のみで開催したというようなケースもございますが、回数的にはそのような形で行ってございます。また、これ以外にも当然空知総合振興局や沿線市町同士で電話や電子メール等も活用しながら情報交換だとか情報提供、それから協議なども随時行って対応しているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 これからの公共交通の在り方というのは、JRも特急の席が全席指定ということで、最初にも伝えましたけれども、Sきっぷがなくなるということは金銭的にもなかなか、ちょっと行こうというような感じでは行けなくなってしまったということなんですよね。そして、研修の中では地域公共交通のリデザインということで、交通DX、そして交通GX、車両の電動化、DXについては自動運転、オンデマンド、キャッシュレス、そしてシェアリング、3つの共創ということで、上下分離、公設民営、これが今言っているJRのことでしょうかね、そういったところでいろいろな方法があるようです。そういったところで何が砂川市に合っているのか。そして、先ほどの前の質問にもありました

けれども、高齢者がすごく増えている。高齢者が多い地帯であります。そういったところで高齢者にも乗合タクシーの券を渡したりとかしておりますけれども、本当にこれからどういったことがいいのかというところをいろいろな自治体の、私も全国のいろいろな話を聞いてまいりましたけれども、需要と供給ということが大事だということで、どういったことが砂川市に合っているのか、そして今回も聞きましたけれども、今までやってきたこととこれからの考えというような話もしました。今までやってきたことについても、路線がなくなったときに代替を考えたり、今回もそうですけれども、市民の交通についてもぜひ視野に入れて積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。

以上です。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 1時37分